

【令和元年8月30日付け処分】

1	
所属部局	十勝総合振興局
職区分・性別・年齢	一般職員（男性・26歳）
事案の概要	職員は、平成30年10月から令和元年7月までの間、自己の債務の弁済等に充てるため、親睦会費80,000円及び所属職員から預かり、保管していた私費購入冊子代金等121,125円、合計201,125円を着服した。
処分内容	停職6月（管理監督者：不問）
備考	職員は、令和元年8月30日付けで退職（自己都合）